

## 第8回

# 合併協議会会議録

平成16年5月11日（火）

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

## 第 8 回 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

○日 時 平成 16 年 5 月 11 日（火） 午前 9 時 30 分

○会 場 尾西市役所新庁舎 6 階 大ホール

○出席委員（35 名）

会 長	谷 一夫	一宮市長	副会長	丹羽 厚詞	尾西市長
副会長	山口 昭雄	木曾川町長	委 員	神戸 秀雄	一宮市議会議員
委 員	吉田 勇吉	一宮市議会議員	〃	木村 貞雄	一宮市議会議員
〃	梶田 信三	一宮市議会議員	〃	足立 統三	尾西市議会議員
〃	時田 晴彦	尾西市議会議員	〃	天野 彰	尾西市議会議員
〃	浅野 長祥	尾西市議会議員	〃	川井 勇	木曾川町議会議員
〃	川合 正高	木曾川町議会議員	〃	井浪 清	木曾川町議会議員
〃	日比野友治	木曾川町議会議員	〃	豊島 半七	一宮市学識経験者
〃	常川 雄次	一宮市学識経験者	〃	栃倉 勲	一宮市学識経験者
〃	大島千恵子	一宮市学識経験者	〃	佐野 豪男	一宮市学識経験者
〃	友定 良枝	一宮市学識経験者	〃	吉田 弘	尾西市学識経験者
〃	宮田 肇	尾西市学識経験者	〃	上田 芳敬	尾西市学識経験者
〃	青木 隆子	尾西市学識経験者	〃	中島 路可	尾西市学識経験者
〃	橋本 照夫	尾西市学識経験者	〃	五藤 和吾	木曾川町学識経験者
〃	葛谷 昭吾	木曾川町学識経験者	〃	五藤 久佳	木曾川町学識経験者
〃	杉本 尚美	木曾川町学識経験者	〃	不破 孝彦	木曾川町学識経験者
〃	松村真早美	木曾川町学識経験者	〃	神藤 浩明	学識経験者
〃	加藤 勝也	学識経験者			

○議事日程

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議題

(1) 小委員会の会議状況報告

(2) 協議事項

総務文教小委員会関係

協議第62号 広報広聴関係事業（その2）について

協議第63号 学校教育事業（その2）について

(3) 報告事項

協議第20号 地方税の取扱いについて

(4) 意見交換

(5) その他

・次回協議会の開催日程について

4. 閉会

○森 輝義事務局長

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから「第8回 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会」を開催いたします。

本日の会議にあたりまして、会長を除きました委員総数34名全員がご出席となっており、協議会規約第10条の規定により、開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは開会にあたりまして、会長の谷一夫一宮市長からごあいさつ申し上げます。

○谷 一夫会長

おはようございます。今日は朝のお忙しい時間帯にもかかわらず、定刻にご出席賜りまして誠にありがとうございました。

何とかと昼は新しい方がいいといいますが、まさにそのとおりでございます。今日、この新しい会議室で会議ができるようにお計らいいただきました、尾西市長さんはじめ尾西市の皆様方に心から感謝を申し上げたいと思います。

さて、先日、5月2日でございますが、杜の宮市というイベントが一宮市の真清田神社周辺で開催されました。これは市民の皆様方の手づくりのイベントでございますが、その中で本協議会の3号委員の皆様方が合併協議会のブースを設けていただきました。クイズ等、さまざまなことを行っていただいて、住民の皆様方に合併の意味等についていろいろとPRしていただいたわけでございます。大変ありがとうございました。

また、尾西市長さん、木曾川町長さん、私で急ごしらえのコーラスグループを結成いたしました。憶面もなく公衆の面前で歌を歌うという、とんでもない挑戦をいたしました。おかげさまで大変好評であったようでございまして、あまり不協和音は響かなかったのかなとほっとしているような次第でございます。

本協議会も今日は第8回でございますし、予定に従えばあと2回ということになりました。いよいよ大詰めでございます。あまり不協和音が響かないように、すばらしいハーモニーのもとで合併に向けて頑張っていきたいと思いますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。どうも今日はありがとうございました。

○森 輝義事務局長

それでは、ただいまから議事に入らせていただきますが、これ以降、会議の進行は会長にお願いしたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○谷 一夫会長

それでは、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

議題に入ります前に、木曾川町の山口町長さんから、先日来、報道をされております、木曾川町の住民投票について状況報告をしたいというお申し出がございました。合併協議のスケジュールにも影響することでございますので、山口町長さんから報告をお願いしたいと思います。

○山口 昭雄副会長

それでは、座ったままで失礼します。

今、会長さんからお話がありましたように、木曾川町では住民から直接請求に向けての署名簿の提出が行われました。去る3月議会で住民投票条例の制定を求める議員提案が出されましたが、これが否決をされた。同時に約2,000人の署名を添付した請願が行われましたが、これも同趣旨であるということで不採択となりました。こういった議会での状況を受けてのことと思われませんが、4月22日、住民から直接請求のための署名2,594人分が届けられました。早速、署名審査を開始しまして、これが4月28日に終了、即選管を開催していただいて、その後、今、この署名簿を縦覧に付しているところであります。これが5月13日に終了しますが、郵送による異議申し立てなどの可能性もありますので、3日ほどの余裕を持って、この名簿を返送しまして、それによって住民から本請求が行われるというところに至っております。この本請求が行われますと、それから20日以内に議会を開催して、そこで審議、決定をしていくということになります。

これに対して、新聞報道で既にいろいろとご承知のことかと思いますが、少しいきさつを申し上げますと、先ほども言いましたように、議会の結果を受けてと思われるということについては、議会で住民投票の条例が認められるかどうかということに、非常に関心を示しておられたグループがこの動きを起こされたわけでありまして、その中心になる人物が、実は私の支持母体の中心人物であるということ、その辺が何らかの疑念を生じさせているようなところもあるように思いますが、その人物が私に対して直接請求を行うことの理由として示されたのが、まず私が住民投票に対しては、選ばれた者の責任で決定していくと、いわゆる代議制に基づいた決定を重んじるというような発言をしてきたことに対して、それでは選ばれた者と言っている町長が、選んだ方に対して十分に説明責任を果たしているのか、つまり一般的に言えば、合併議論も行政あるいは議会の内部で主に進行しているということで、選んだ方の思いを把握しているわけではないという意見が一つ。議会決定が大変僅差であったということで、その決定に町長が絡んで、可決されるべきところを覆したのではないかという疑いが持たれておりまして、町長は選んだ者たちに対して十分に説明を行う前に議会でそういう行動をとったということに対して、大変強い批判がありました。そういったことから、この住民投票の直接請求を行うということをおられます。

そこで私は、その署名が、結果は2,594人、そして無効とされるものがありまして、結局は2,440という数字になっているようではありますが、これがどの程度、町民の各層に広がりを持ったものかということをおは確認すべきであると考えまして、それを今、やっているところです。結局、私が議会で既に住民投票を求める発議が行われたということと、それを受けてまた住民が直接請求を行おうとしておられるという事態をよく解釈をして、受けとめて、それによってどういう意見をどうやって議会に提案するかという立場に今、あるわけですので、これについては、今、申し上げたように、署名の内容等からいろいろと私も考えて、早く結論を出していきたいと思っております。

今、申し上げたような経過を受けて、最終決定が行われるわけではありますが、住民投票

ということになればどう短縮しても、例えば新聞で一宮市長さんが参議院選挙前に実施できないかということをおっしゃったということではありますが、どうもそういうわけにはいかないということで、議会が今月末ごろに開催されるとして、投票は参議院選後に行うことになるだろうという感触であります。

それによって合併の予定しております日程にどのような影響を与えるかではありますが、まず8月上旬の調印式がどうなるかということが私としても気がかりでありますので、とにかく最短距離で処理していきたいと思っております。そういう意味で大変皆様方にご迷惑をおかけしますが、こういうふうに関係がかなり煮詰まってきたからの住民投票に対する要求ということについては、合併推進に対していかに支障があるかというところと同時に、住民投票というのはあまり理解が浅い段階で行われた場合は決定方法として大変不安がある。それがここまで煮詰まってきた、ある程度の情報が広がってきた中で行われるということになれば、それなりの効果があるというふうにも考えられると思っておりますので、先ほど申し上げたように、そのところよく判断して、私自身の意見をきちんとさせていきたいと思っております。

経過と同時に私の今の考えを少しお話し申し上げました。以上です。

#### ○谷 一夫会長

どうもありがとうございました。町長さんには、かなり率直に語っていただいたと思います。皆様方、それぞれお尋ねになりたいこともおありになるろうかと思いますが、いずれにしてもこれは木曾川町さんの問題でございます。木曾川町長さん、そして木曾川町議会の皆様方、そして木曾川町民の皆様方のご判断にお任せすべきだと思っておりますので、今の発言を了として協議の方は進めたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○谷 一夫会長

それでは、議題に入らせていただきます。

まず初めに、小委員会の会議状況報告でございますが、資料の4ページにまとめてございますけれども、前回同様、後ほど各委員長さんから協議事項のご説明をいただきます。なお、新市建設計画作成等小委員会につきましては、協議の経過を随時ご説明いただくことになっております。新市建設計画作成等小委員会の状況について、丹羽副会長さんからご説明いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

#### ○丹羽 厚詞副会長

それでは、新市建設計画作成等小委員会に付託されております協定項目のうち、残っております項目としまして「新市建設計画」と「合併の期日」の2項目でございますので、本日はその2項目についての協議状況をご報告申し上げます。

まず初めに、「新市建設計画」でございます。昨年8月から足かけ8カ月近くを掛け、小委員会において協議してまいりましたが、先月末をもって「新市建設計画(案)」が小委員会として一たんまとまりました。資料別冊1をご覧ください。

この建設計画につきましては、これまでも逐次、途中経過を協議会に報告しております

ので、本日は前回の協議会での報告後の修正点についてご説明いたします。修正点としては、大きく分けて4点あります。いずれも下線が引いてあるところであります。

一点目は、小委員会での最終の修正意見に対する微修正であります。例えば、2ページの2「計画の位置付け」をご覧くださいますと、各委員からの、厳しい財政状況なので、行財政の合理化・効率化を一層強化すべき、財政計画の進行管理をきっちりすべきとの意見を踏まえ、6行目以降の下線部、あるいは34ページ③「財政運営の効率化」の部分の書きぶりを強化しております。

2点目は、「県事業について」であります。36ページをご覧ください。前回までは県に計画登載を要求する事業という形でしたが、県からの一たんの回答がまいりましたので、その回答を踏まえて整理したものであります。県の厳しい財政状況もありますが、一方、当地域についても計画されている県事業は他にも多数ありますので、引き続き要望していき、可能であれば追加していくことになろうかと思えます。

3点目は「新市の自治のあり方について」であります。32ページをご覧ください。①「住民参画の促進と新たな住民参加・協働の仕組みづくり」の後段「さらに」以降であります。これまでもご報告しておりますとおり、合併を機に新しい自治の仕組みをつくる必要ではないかとの委員からのご意見等を受けまして、特別なテーマとして協議を進めてまいりましたが、その成果がこの一文となったものであります。前段では「新たな住民参加・協働の仕組みの制度化やルールづくりを進めます」としており、後段ではその第一歩として「市民と行政の協働によるまちづくりの気運の醸成に努めながら、条例化も視野に入れて取り組んでいきます」としております。

最後に4点目は、「財政計画の見直し」でございます。計画案では、38から40ページありますが、別途配布の資料別冊2「財政計画の見直し」の1ページをご覧ください。枠が縦に3つございます。左の枠が今までお示ししておりました推計の内容と結果、真ん中の枠が今回の見直しの内容と結果、右の枠が最終的に建設計画に載せるための最終調整の内容であります。今までの推計は、左の枠の上段に記載してありますとおり、前提条件といたしまして、14年度決算を基本にしながら、地方交付税などについては15年度の制度を加味し、さらに建設計画の内容を加えた上で過去の傾向から推計しておりました。しかしながら、この推計後、国の三位一体の改革により地方交付税が大幅な減額となっているなど、前提条件に現況と乖離が出てまいりましたので、それらを踏まえ推計し直した結果が真ん中の枠でございます。主な見直し内容は、上段にありますように大きく分けて2点で、三位一体の改革など制度変更に伴う事項等と新規事業の事業実施時期の見直しであります。

三位一体の改革など制度変更に伴う事項の具体的な内容としましては、「歳入」「歳出」それぞれ左右の吹き出しの中で記載してありますが、「歳入」では税制改正による地方税の増、三位一体の改革に伴う地方交付税の減、臨時財政対策債発行可能額の減など、「歳出」では普通建設単独事業の減、臨時財政対策債等の減に伴う公債費の減などがございます。いずれも合併しない場合にも当然当てはまる内容でありますので、合併しない場合の各市

町の推計についても同様に見直してあります。

2点目の新規事業の事業実施時期の見直しとしましては、「消防署改修（耐震）事業」を平成23年度から平成17年度に前倒しして実施する点と、「地域振興基金（仮称）」の積立を1年間から2年間にする点の2点でございます。その点も含めて、新規事業実施時期の年度割を参考資料として最終14ページに掲載しております。

1ページに戻っていただきまして、真ん中の枠の下段をご覧ください。ただいま、ご説明しました見直しを行った結果、合併した場合、累積で41億円強の黒字となっていたのに対し、見直し後は51億円強の赤字、合併しなかった場合は合計で約156億円の赤字であったのがさらに広がり、約245億円の赤字となり、それぞれ厳しい状態になっております。従来からご説明しておりましたように、合併がバラ色の将来をもたらすものではなく、さらに行政改革を進めていく必要があるという点もより鮮明になったかと思えます。

続いて右の枠「対応策」をご覧ください。以上の推計を踏まえて財政計画をつくるわけですが、計画上、赤字・黒字を出すわけにはまいりませんので、12、13ページをご覧くださいと、赤字は普通建設事業費を減額、黒字は積立金を増額して調整することにより、最終的に歳入、歳出がイコールになるよう調整しております。その上での計画期間の10年分を別冊建設計画（案）の40ページに掲載しております。

以上4点が、今まで報告してまいりました内容との修正点です。本日は、この建設計画案についてご協議いただき、ご了承いただければ、県との事前協議を進めてまいりたいと考えております。

次に「合併の期日」の協議状況についてご報告いたします。既に平成15年9月30日の第2回協議会におきまして、「平成17年3月を合併の期日の目標とする」といった内容で、一たんご承認いただいているところでございますが、合併協議も大詰めを迎えてきましたので、具体的な日にちについて協議を始めたところであります。

合併特例法の期限の延長が今国会で審議されているといった事情等もありますが、当初の目標である平成17年3月を前提としながら、住民生活への影響、電算システムの統合のスケジュール、合併支援措置の状況など、メリット・デメリットを勘案した結果、具体的には「平成17年3月31日」を合併の期日とする案が提案されております。現在は委員の皆様方にそれぞれお持ち帰りいただき、検討いただいている段階でございます。

私からは以上であります。

#### ○谷 一夫会長

ありがとうございました。

報告・説明をいただいたうちの、新市建設計画（案）については、本日の協議会で一たんご決定をいただいて、それを県へ事前協議にかけ、県からの回答・意見を受け、必要があれば修正を行った上で、最終的な建設計画（案）を新市建設計画作成等小委員会での審議を経て、再度協議会でご決定をいただくという手順になりますので、よろしく願います。

それでは、ただいま報告・説明のありました点につきまして、ご意見・ご質問等があり



ましたら、どうぞご発言をお願いいたします。

どうぞ、時田委員。

**○時田 晴彦委員**

36 ページですけど、県の事業推進のところでございますが、このように修正はされておりますけど、特に鉄道高架の問題、これは尾西市にとって一番重要なところなのです。これは一つしか載っておりません。苅安賀だけですね。一番問題なのが、当時、東海北陸の特別委員会に私も副委員長でございましたけど、住民の皆さんの了解を得るために、当時の県土木事務所長においでいただいて、お願いして了解を得た事項が実はあるわけです。ところが、県の方へ出す段階で、鉄道高架がその部分で消えている。これからも引き続き促進するということではありますが、お約束事がここで破棄されるという形になるのです。これは尾西市にとっても大変不利益なことでもありますし、県当局が決められたことがここで守られないということであるなら、これはいかがなものか。そういう事が、どのように審議されたか、少しお聞かせいただきたいと思います。

**○谷 一夫会長**

では、丹羽副会長さん、お願いします。

**○丹羽 厚詞副会長**

この点につきまして私も同様の意見でございます。新市建設計画作成等小委員会でも発言をさせていただいております。それで、内容としましては、県の方の回答は、とりあえず現開明地区の高架については、10年以内での着手が難しいということで、計画自体は認めているものの、段階的なレベルでここに記載するより1ランク下にあるという見解であるそうです。そんな中で、これからも、そんなことをこちらとしては決めてもらっては困るということで、あくまでも県にはこの掲載を求めていくという形で、これからも進めさせていただこうというところでもありますけれども、結果どうなるかというのは、まだこの段階ではわかっていない状況であります。

**○谷 一夫会長**

はい、時田委員。

**○時田 晴彦委員**

そういうお話であればいいのですが、とにかくお約束事でございます。尾張事務所長、ここにおみえになりますけれども、その当時どういう地位にあったかわかりませんが、当時の事務所長はもう既に退官されておりますけど、よくそこら辺を把握されないと、県に対して不信感を抱きますから、当然そこは県がしっかりしないとこの合併はうまくいかない。ましてや一番大事なところでございます。幹線道路の鉄道高架でございますから、そこをよく出していただいて、ここを出すことによってその地域が完成するか完成しないかということも、随分違って来るわけでございますから、尾張事務所長はこの会議の中で出来事をもっと真剣に考えていただいて、言葉だけでそれが出たのではないことを真剣にお願いしたいと思います。

**○谷 一夫会長**

どうもありがとうございました。県も合併については推進の立場を強く出しておられますので、私どもからもまた引き続き要望していきたいと思っております。

ほかに何かございませんか。よろしゅうございますか。それでは特に発言もないようでございますので、この新市建設計画（案）をもって、県の事前協議にかけることとしてよろしゅうございましょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

#### ○谷 一夫会長

ご異議なしと認めます。

ただいまご承認いただきました新市建設計画（案）につきましては、県へ事前協議にかけることといたします。

続きまして「協議事項」に入らせていただきます。本日は、協議事項としては2項目ございます。いつものように各委員長さんから提案説明及び当該小委員会での協議結果をまとめてご報告いただき、それに対するご意見・ご質問を伺った後、皆様にお諮りすることとしたいので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、総務文教小委員会関係といたしまして、梶田委員長さんから協議第62号「広報広聴関係事業（その2）」及び協議第63号「学校教育事業（その2）」の2つの協議事項について報告・説明をお願いいたします。

#### ○梶田 信三委員

おはようございます。総務文教小委員会委員長の梶田でございます。総務文教小委員会関連の協議事項についてご説明申し上げます。今回、ご協議をお願いする案件は2件でございます。

資料の3ページ、資料3をお開きいただきたいと思います。協定項目23-4「広報広聴関係事業（その2）」でございます。調整方針案は、「広報誌等の広報事業については、原則として一宮市の制度に合わせ、引き続き情報の提供に努めるものとする。なお、合併に伴う市民生活にかかわる情報は、「暮らしの便利帳」を合併後速やかに作成し、配布することにより周知を図り、その他の情報は毎月の広報誌及び必要に応じて臨時号を発行し、情報提供に努めるものとする。また、広聴事業については、直接市民から市政に関する意見を聞く方法を検討するなど、合併後の充実を図るものとする」としております。

この項目につきましては、既にご決定いただいたものでありますが、去る3月3日協議会の際、谷会長から16年度予算編成の中で、協議内容に影響を与えるものがあるとのご報告があり、この関係では一宮市の広報誌が月2回の発行から月1回の発行となったのでありますが、これを受け、再度協議をしたものであります。この件につきましては、多くの委員さんから、合併時には必要な情報も増えるため、合併後しばらくは弾力的に対応すべき、あるいは月2回の発行のままとすべきといったご意見も出されましたが、一方で経費節減効果、町内会の負担軽減といったメリットも指摘され、なお書き以下の「暮らしの便利帳」を合併後速やかに作成し配布すること、さらに必要に応じて臨時号を発行することとまとめられました。

続きまして、資料の 5 ページでございますが、資料 4「学校事業（その 2）」でございます。調整方針案は「学校教育事業については、引き続き教職員の資質の向上に努めるとともに、学校、家庭、地域それぞれ相互に連携を図りながら、教育環境の充実に努めるものとする。（1）少人数学級及び少人数指導については、一宮市・尾西市の方式とする。ただし、木曽川町においては、平成 18 年度まで現行の方式とするものとする。（2）自然教室推進事業については、学校行事として位置づけ、各学校の実態に合わせて実施し、公費負担は廃止するものとする」としております。

6 ページをご覧ください。1 番目の調整方針であります。一宮市と尾西市は小学校 1 年生を対象に 33 人学級を、木曽川町においては全学級で 35 人学級を実施しております。また、少人数指導については、平成 13 年度に法改正があり、全国で一律に実施しているものであります。一宮市と尾西市では市独自で非常勤講師を採用しております。合併後 2 年間は木曽川町では現行の制度を引き続き実施していくこととしております。委員の方からは、教職員の資質の向上や地域などとの連携も必要だという意見もあり、「引き続き教職員の資質の向上に努めるとともに、学校、家庭、地域それぞれ相互に連携を図りながら、教育環境の充実に努める」という文言をつけ加えております。

7 ページをご覧ください。項目 3 の自然教育推進事業ですが、2 段書きとなっております。上段が市町の事業として公費負担があり、下段は学校事業で公費負担がないということでございます。調整方針は、合併後は公費負担を廃止し、各学校の実態に合わせて行き先等を決定する、学校裁量により実施するというようにしております。この件につきましても委員の方から、子供たちに多くの経験と感動を与えるものであり、公費負担の有無にかかわらず、合併後も引き続き実施してほしいとの意見がございました。

総務文教小委員会の報告は以上でございます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

**○谷 一夫会長**

ありがとうございました。

ただいま、報告・説明にありました 2 つの協議事項についてご意見・ご質問があればご発言をお願いいたします。

それでは、ご発言がないようでございますので、お諮りしたいと存じます。まず、協議第 62 号「広報広聴関係事業（その 2）」について、原案どおりご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○谷 一夫会長**

異議なしと認めます。協議第 62 号については原案どおり決定いたしました。

続きまして、協議第 63 号「学校教育事業（その 2）」について、原案どおりご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○谷 一夫会長**

異議なしと認めます。協議第 63 号については原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項が 1 件あるようでございますので、事務局から説明をお願いします。

**○森 輝義事務局長**

それでは、引き続きまして資料の 8 ページ、資料 5 をご覧ください。協定項目 9 「地方税の取扱い」でございます。この件につきましては、既にご決定いただいているものではありますが、平成 16 年度の税制改正によりまして、16 年度から 2 市 1 町の均等割が年 3,000 円になったことから、1 番目の「市町村の合併の特例に関する法律第 10 条の規定により、市民税の均等割については合併後 5 年間は不均一課税とする。」という項目を削除するものでございます。以上でございます。

**○谷 一夫会長**

ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

特にご質問もないようでございますので、そのようにさせていただきたいと思えます。

本日の協議事項は以上でございます。次に「意見交換」となっておりますが、前回の協議会でも活発な意見交換を行っていただきました。今回も意見交換の時間をとらせていただくことにいたしますので、ご自由に忌憚のないご意見を伺いたいと存じます。どうぞ、ご発言をお願いいたします。

どうぞ、中島委員。

**○中島 路可委員**

ここで申し上げることが適当であるかどうかよくわからないものがありますがけれども、一応、合併を私たちは目指しておりますので、今後の将来の問題として少し、特に市長の方々にお願いをしておきたいと思えます。

と、いいますのは、ただいまの梶田委員の方から学校教育の事業についてということで、一応、確認、皆さん、ご了承をしたということでございますけれども、この町が将来、子供たちの将来というのはこの町の活性化に非常に重要にかかわっている、そういうことについては皆さん、ご異論はないと思えますけれども、子供たちだけの問題だけではなく、もう少し広い目で見て、若者が喜んで集まれるといいましようか、そういうことについては、この場では具体的な現在、当面の問題についての解決ということで議論がなされておりますけれども、そういう意味で市長の 3 人の方々にイニシアチブをとっていただきたい。この前、ちょっと触れましたけれども、若者が集まれるまちを目指す。それは一つは教育という点。

これは前にも申し上げましたけれども、愛知県の、特にもう少し高等教育の方に限って見てみますと、東側に非常に偏っております。なぜ尾張地方に持ってこられないのか。そういうことによって非常にまちが活性化する。その例は、日本の各地方都市に見られます。そういった点についてのご配慮、ここのところで議論することではないかもしれませんが、そのことについての配慮をお願いしたい。こういう、たまたま愛知県の方からもおいでになっておられますので、そういった点での県の指導といいましようか、アドバイ

スといいたいでしょうか、そういった点についてもご配慮をお願いしたいということをお願いして、ちょっと意見を申し上げさせていただきました。以上でございます。

○谷 一夫会長

ありがとうございました。

ほかにかがでございませうか。よろしゅうございませうか。それでは、特にご発言もないようございませうので、このあたりで閉じたいと思ひませう。

本日の協議事項は以上ございませう。最後に「その他」といたしまして、次回協議会の開催日程について、事務局から説明をお願いいたひませう。

○森 輝義事務局長

それでは、資料の最後の9ページ、資料6をございませう。当面の合併協議会、各小委員会の開催日程は、このとおりとさせていただきますと存ひませう。なお、次回「第9回 合併協議会」は7月2日金曜日午前9時半より、この場所から変更いたひまして一宮地場産業ファッションデザインセンター1階展示ホールを予定してございませう。また、改めて文書でご案内申し上げますので、よろしくございませう。

○谷 一夫会長

本日の予定は以上ございませう。どうもありがとうございました。以上をもって閉会させていただきます。

午前10時10分 閉会

---

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成16年5月26日

会議録署名委員 梶 田 信 三 (自署)

会議録署名委員 時 田 晴 彦 (自署)

会議録署名委員 川 合 正 高 (自署)